

様式1,2の別紙

林業経営体の状況

1 基本情報

商号又は名称		代表者氏名	住所	電話番号
在原造林		上田 文吾	滋賀県高島市マキノ町在原657	0740-28-0689
木材業、製材業登録番号		認定事業主の有無	施業区分	
高島木 第21-1号		有	素材生産	

注1 木材業、製材業登録とは、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録された番号をいう。

注2 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の認定を受けた事業主をいう。

注3 施業区分には、「素材生産」「造林・保育」の別を記載すること。

注4 素材生産とは、高性能林業機械等による主伐等の素材生産を行うとともに、伐採後の植栽、切り捨て間伐、枝打ち等の保育施業を行う経営体をいう。造林・保育とは、素材生産行わず、植栽、切り捨て間伐、枝打ち等の保育施業を行う経営体をいう。

経営管理実施権の設定について

(1) 法第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する。

※希望する場合は「はい」に、希望しない場合は「いいえ」にチェック

※「はい」にチェックした場合(2)についても記載すること。

はい いいえ

(2) 法第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する滋賀県内市町

西部・南部 管内	甲賀 管内	中部（東近江） 管内	中部（湖東） 管内	湖北 管内	西部・南部（高 島）管内
チェック欄 大津市 <input checked="" type="checkbox"/>	チェック欄 甲賀市 <input type="checkbox"/>	チェック欄 近江八幡市 <input type="checkbox"/>	チェック欄 彦根市 <input type="checkbox"/>	チェック欄 長浜市 <input checked="" type="checkbox"/>	チェック欄 高島市 <input checked="" type="checkbox"/>
草津市 <input type="checkbox"/>	湖南市 <input type="checkbox"/>	東近江市 <input type="checkbox"/>	愛荘町 <input type="checkbox"/>	米原市 <input type="checkbox"/>	
守山市 <input type="checkbox"/>		日野町 <input type="checkbox"/>	豊郷町 <input type="checkbox"/>		
栗東市 <input type="checkbox"/>		竜王町 <input type="checkbox"/>	甲良町 <input type="checkbox"/>		
野洲市 <input type="checkbox"/>			多賀町 <input type="checkbox"/>		

注1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村のチェック欄にチェック（複数可）する。（豊郷町には、経営管理実施権を設定する森林はない）

2 雇用の状況

現場作業職員の雇用の有無	林業現場作業職員数(うち常用)	事務系等職員数(うち常用)	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無			
有	4人 (3人)	人 (人)	有	有			
社会・労働保険等への加入状況							
労災保険(林業現場作業職員)	労災保険料率	労災保険(事務系等職員)	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
4人	6.0%	人	%	3人	人	人	4人

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

注2 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注3 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注4 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数					
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士
1人	1人	1人	1人	2人	人
技術者・技能者数					
技能士	林業技士	森林総合管理士			
人	1人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

4 林業機械の保有状況

現状【登録時】											
グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	林内作業車					
2台	台	台	1台	台	台	2台	台	台	台	台	台

注1 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

5 生産性の増加または生産性の向上

(1)事業期間等

①目標とする事業年度： 令和10年度（2028年度）（ 5年後）

令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和11年(2029年)3月31日

②直近の事業年度： 令和4年度 令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)3月31日

(2)事業量等

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込 令和10年度	目標とする項目
			直近の前々年 令和2年度	直近の前年 令和3年度	直近年(現状値) 令和4年度		
素材生産	面積 (ha)	直営	0	0	0.1	0.72	
		請負	0	0	0	0	
		合計	0	0	0.1	0.72	
	材積 (m3)	直営	0	0	186	240	
		請負	0	0	0	0	
		合計	0	0	186	240	
	生産性 (m3/人・日)	人工	0	0	36		
		生産性	-	-	5.2	6.0	
	面積 (ha)	直営	16	10.5	8.5	16.0	
		請負	7	0	0	0	
		合計	23	10.5	8.5	16	
	材積 (m3)	直営	677	1,119	550	1,150	
		請負	610	0	0	0	
		合計	1,287	1,119	550	1,150	
	生産性 (m3/人・日)	人工	170	265	130		
		生産性	4.0	4.2	4.2	6.0 ○	
	その他	直営	0	0	0	0	
		請負	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	
	産材生計	直営	677	1,119	736	1,390	
		請負	610	0	0	0	
		合計	1,287	1,119	736	1,390	
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営	0.4	0.6	0.1	0.5
		請負	0	0	0	0	
		合計	0.4	0.6	0.1	0.5	
	下刈り	面積 (ha)	直営	0.2	1.6	0.6	1.0
		請負	0	0	0	0	
		合計	0.2	1.6	0.6	1.0	
	その他	面積 (ha)	直営	12	1.2	13.6	5.0
		請負	0	0	0	0	
		合計	12	1.2	13.6	5.0	

(3)請負事業体 ※主伐・間伐等を請負により実施する場合は、事業体名を記載すること。

請負事業体	(有) 湖周造林
-------	----------

注1 目標とする事業年度は、登録申請しようとする事業主の事業年度とし、3年後もしくは5年後を選択し、記載すること。
注2 造林・保育を行う林業経営体は、(2)素材生産欄についての記載を要しない。

注3 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。

注4 直近3事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。

注5 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックする。

注6 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものという（以下、「直営施業」という）。

「請負」とは、他者への請負により実施したものという。

注7 素材生産量は丸太材積とすること。

注8 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

注9 人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集材は、山元土場における「はい積」までとする。

注10 生産性を目標とする場合は、人工(人・日)等の根拠を提出すること。

注11 造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

6 生産管理または流通合理化等

(1) 適切な生産管理

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し

取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5 年後)

- ・作業システムの改善

・その他 ()

) (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

日報を作成し、材の仕分けや材積管理も適切な時期に行っている

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引

取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

注1 造林・保育を行う林業経営体は、記載を必須としない。

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

地元の製材業者へ原木を販売している

県森連を通じてベニヤやバイオマスを出荷している

隣接する森林所有者に声をかけ、作業道の整備、材の搬出について一体的に行えるようにしている

7 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入

取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5 年後)
・その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (5 年後)

- ・コンテナ苗の使用

- ・低密度植栽

- ・下刈りの省略

・その他 ()

) (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

地拵え～植付まで、作業道の開設とグラップル（ワインチ）の使用により、小面積ではあるが一貫作業を行っている

8 主伐後の再造林の確保

- ・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制

取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

- ・主伐後の適切な更新

取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

これまで主伐後に少花粉スギの植栽を行っている

9 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・素材生産の事業実績
- ・造林・保育の事業実績

3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

事業実績が、3年間に満たない場合の現場作業職員の状況

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・独自の行動規範等の策定
- ・所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等

策定等している	1年内に策定等する予定	策定等する意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

滋賀県が策定している「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン」（平成31年3月27日、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）を順守している

11 雇用管理の改善

(1) 雇用管理の改善

- ・現場作業職員の常用化
- ・現場作業職員への月給制の導入
- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・退職金共済への加入などの福利厚生の充実
- ・その他（ ）

取り組んでいる	1年内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

常用で雇い入れしている
緑の雇用制度を利用し、作業員の教育訓練を行っている
中退共へ加入している

(2) 労働安全対策

- ・現場作業職員等への安全衛生教育 (年後)
- ・労災保険への加入（一人親方組合等の特別加入を含む） (年後)
- ・リスクアセスメント (年後)
- ・防護具の着用の徹底 (年後)
- ・作業現場の安全巡回 (年後)
- ・林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 (年後)
- ・その他（ ） (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

作業に必要な安全衛生教育を受けたものを配置している
リスクアセスメントを実施し、作業員の安全に対する意識の向上に努めている

12 コンプライアンスの確保

- ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である はい え
- ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である
- ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である
- ・6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である
- ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である

13 常勤役員の設置（※法人のみ）

- ・常勤役員を設置している

設置している	設置していない	設置に取り組む意向がある	(年後)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

（記述欄）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名